

令和2年度県北沿岸地域新商品・新サービス開発事業募集要項

公益財団法人さんりく基金

1. 事業の目的

県北・沿岸地域の復興・発展を支援するため、地域の農林水産物や観光資源の特性を生かしたストーリー性のある新商品開発や国内外からの観光誘客促進に向けた受入態勢の整備及びサービス開発等の効果的な取組に対し助成を行います。

2. 助成事業の内容

(1) 助成対象事業

県北沿岸地域の地域資源（農林水産物や観光資源など）を活用した次の取組

ア 新商品・新サービスの企画開発

イ 既存商品の改良

ウ 観光客の受入態勢整備

エ 上記ア～ウにより完成した商品・サービスの販路開拓（宣伝ツール作成、イベント等への出展活動等）

(対象の例)

- ・ 魅力ある地域資源の新たな活用方法を見出し、訴求力の高い商品開発を行う。
- ・ インバウンド対策として、商店等において商品やメニュー、販促ツール等の多言語化等を図り、観光客の受入環境の整備を行う。
- ・ 三陸ジオパークなどの観光資源を活かした観光体験プログラムの商品化を行う。

(対象外の例)

- ・ シリーズ化されているなど、既にノウハウが確立されている商品の新バージョンを開発する。
- ・ 洋式トイレやWi-Fi設置など、設備の整備を行う。（備品購入や設備設置は対象外です。）
- ・ ホームページ作成や既存商品のカタログ作成等、販路開拓目的の取組のみを行う。

(2) 助成対象者

県北地域又は沿岸地域に主たる事務所を置く事業者等

※定義

ア 「県北地域」とは、二戸市、一戸町、軽米町及び九戸村の地域をいう。

イ 「沿岸地域」とは、宮古市、大船渡市、久慈市、遠野市、陸前高田市、釜石市、住田町、大槌町、山田町、岩泉町、田野畑村、普代村、野田村及び洋野町の地域をいう。

ウ 「事業者等」とは、県北地域及び沿岸地域に所在する次に掲げるものをいう。

①個人事業者

②株式会社及び有限会社

③事業協同組合、企業組合及び合同会社

④NPO法人、商工会、商工会議所、観光協会、任意団体

⑤その他代表理事が認める団体

※同一の内容で、他の助成金の採択を受けた事業者等は、本事業の助成対象とはなりません。

(3) 助成要件

助成金額 50 万円以内 (補助率 4/5 以内)

そのうち、販路開拓のためのイベント等への出展活動経費(対象経費:事業従事者旅費・出展料)は、事業費の2割以内かつ10万円を上限とします。

なお、助成金額は、千円単位とします。

(4) 助成対象経費

○新商品・新サービスの開発・改良、販路開拓等にかかる次の経費

対象経費	内容	備考
謝金・旅費	専門家(デザイナー、アドバイザー等)謝金・旅費、事業従事者旅費※1	県の支給基準を上回る場合は減額する場合がある。
材料費	商品試作に要する材料購入費等	必要最小限に限る
外注費	パッケージデザイン費、外注加工費等	
検査分析費	放射能検査費、成分検査費、細菌検査費等	
印刷製本費	ラベル・パッケージ等の印刷費、チラシ・リーフレット等の印刷費(版代を含む)、翻訳費等	ラベル・パッケージ等の作成について試作分に限る。 <u>試作品の上限を1000個までとする※2。</u>
広告宣伝費	のぼり作成、販促物作成、新聞広告代等	
出展料	商談会・展示会等の出展料	
モニター調査費	体験プログラム開発やメニュー開発にかかる調査費等	
その他特に必要と認められる経費		

※1 当該事業で完成した商品の販路開拓にかかる旅費のみを対象とし、1回につき2名分を限度とします。個人的な商談は対象外とし、県や市町村、商工団体が主催するイベント、商談会等への出席のための旅費に限ります。

※2 本事業経費により製造した商品等の販売(試験販売を含む)は対象外となります。その他の対象外経費は、別紙 Q&A を参照願います。

(5) 事業期間

助成金交付決定の日から原則として**6ヶ月以内**まで

※原則として、事業期間の延長は行いません。助成対象は、原則、助成金交付決定の日から期間内に支払が完了した経費に限ります。交付決定前に発注・契約等をしたものは対象外とします。

3. 申請窓口及び提出書類

申請窓口	提出書類
さんりく基金事務局に提出 (持参又は郵送)	①助成金交付申請書(様式第1号) ②事業計画書・事業費積算書(様式第2号) ③見積書の写し

4. 募集期間及び交付決定時期

	事前審査・受付期間 応募書類受付期限（書類必着）	採択件数 （予定）	交付決定 予定時期
1次	事前審査：令和2年2月10日（月）～令和2年4月3日（金） 提出締切日：令和2年4月10日（金）	20件程度	4月下旬
2次	事前審査：令和2年7月1日（水）～令和2年7月31日（金） 提出締切日：令和2年8月7日（金）	10件程度	8月下旬

※事前審査（記載内容の確認・事業内容のヒアリング等）を行います。申請書類を作成後、上記の審査期間内にメール又は郵送にて提出願います。事前審査終了後に完成した書類原本を期日までに提出（書類必着・当日消印無効）してください。

事前審査の経ない申請は受付できませんので、ご注意ください。

5. 交付決定

助成の可否は、審査委員会に諮り、申請内容を審査したうえで決定します。助成金の交付を決定したときは、審査委員会の意見等を踏まえて事業計画書等の内容を精査したうえ、助成金交付決定通知書により通知します。

6. 助成金の請求・支払い方法

助成事業者は、助成事業が完了した後、実績報告書（様式第6号）、事業経費決算書（付表1）及び助成金請求書（様式第7号）に関係書類を添えて提出してください。なお、前金払いは行いません。完了確認後、助成金の交付を行います。

7. その他

助成事業者には、事業完了後の実績報告提出時の他、事業成果報告会等での成果報告、当財団が発行する刊行物等への寄稿や画像提供を依頼することがありますので、活動の記録（撮影や資料化）を残してください。

8. 問合せ先・申請書類提出先

公益財団法人さんりく基金事務局 担当 川村・田村

〒020-8570 盛岡市内丸10-1 岩手県政策地域部地域振興室内

TEL 019-629-5212 FAX 019-629-5219

E-MAIL jyosei@sanriku-fund.jp